

名誉会員規程（細則）

第 1 条

本章は、定款第 6 条に定める本学会の名誉会員について、本規程を定め、これに基づき実施する。

名誉会員は、この規程により会員の中から選考される。

第 2 条

名誉会員の被推薦資格は、以下のとおりとする。

68 歳以上で下記のいずれかを満たす者

- ・今まで学術集会の大会長として会を運営した者。
- ・学会に対しこれまで多大なる貢献をした者。

以上を、会則委員会が選定し、理事会にて承認する。

第 3 条

名誉会員候補者は、理事会が推薦する。

第 4 条

名誉会員は、以下の特典を得ることができる。

名誉会員の年会費は免除される。ただし、学術大会・セミナー及び懇親会の費用は免除しない。

本会が発行する刊行物を無料とする。

総会に出席して意見を述べることができる。

名誉会員は格別の事由のない限り、その氏名を学会の記録に永世とどめる。

第 5 条

本規程は理事会の議決により改定することができる。

2022 年 11 月 18 日